

長第711号
平成19年1月24日

広域振興局等の長
各保健所長 } 様

保健福祉部長

介護保険施設における事故報告について（通知）

このことについて、各介護保険施設の施設長等及び各市町村長等あてに、別添（写）のとおり通知した
のでお知らせします。

つきましては、介護保険施設等における事故の報告が市町村等からあった場合には、当該事故に関して
必要な措置が講じられることはもとより、同様の事故の発生防止について必要な措置が講じられるよう、
所管の介護保険施設等に対する適切な指導をお願いします。

また、介護サービスの提供に関する重大な事故が発生した場合には、速やかに長寿社会課あてに報告す
るとともに、関係機関等との密接な連携の下に当該事故の対応等に当たられるようご配意願います。

担当：長寿社会課介護福祉担当 大釜
tel 019-629-5441ex.5443 / fax 019-629-5444
mail to : N-ogama@pref.iwate.jp

長第711号

平成19年1月24日



各市町村長
各一部事務組合等管理者 } 様

岩手県保健福祉部長

介護保険施設における事故報告について（通知）

のことについて、各介護保険施設の施設長等あてに、別添（写）のとおり通知したのでお知らせします。

つきましては、介護保険施設から貴職に対して事故の報告があったときは、介護保険施設の対応等に関して適切な措置が講じられるよう、適宜の指導又は助言についてご配意願います。

また、報告のあった介護保険施設の指導機関である所管地方振興局又は保健所に対し、当該事故報告書を転送する等、事故の内容を速やかに報告の上、当該事故の対応等に関し、必要な連携を図られるよう併せてお願ひします。

担当：長寿社会課介護福祉担当 大釜
tel 019-629-5441 ex.5443 / fax 019-629-5444
mail to : N-ogama@pref.iwate.jp

長第711号
平成19年1月24日



施設長
各介護保険施設
管理者 } 様

岩手県保健福祉部長

② 介護保険施設における事故報告について（通知）

介護保険施設において介護サービス提供時に事故が発生した場合は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年省令第40号）及び「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年省令第41号）に規定されているとおり、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとされているところであります。県においても平成14年11月20日付け長第644号「介護保険施設等の適正な運営について」の中で、事故の内容に応じては関係官公署（当該介護保険施設等の住所地を所管する市町村、地方振興局、保健所、警察署及び消防署等）に対しても速やかに報告することを通知しているところであります。

しかしながら、事故の報告が遅れたり、あるいは本来報告を要するにもかかわらず報告されていない案件が明るみになるなど、適切な事務取扱いが徹底されていない事案が散見されております。

介護保険の事故報告については、事業者の処罰を目的とするものではなく、介護サービス利用者の利益保護の観点から、そして関係機関と連携しながら発生した事案を速やかに収束させることを目的としてその報告を求めているものであります。

つきましては、事故報告の趣旨を十分ご理解のうえ、下記事項について、あらためて適切な事務の執行に配意願います。

記

1 報告を要する事故等

（1）事故報告について

事故報告を要するものを参考までに例示すると次のようなものであり、これらの事故の発生が確認された際には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、市町村（保険者）に報告すること。

【報告を要する事故の例】

（介護サービスの提供等との関連がない場合、軽微な案件等は除く。ただし、利用者に係る事故については、軽微なものも含めて当該家族等へ速やかに連絡を行うこと。）

- ① 自然死以外の死亡：介護サービスの提供等に係る利用者及び従業者の事故等による死亡、自殺、変死など
- ② 傷病等：介護サービスの提供等に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病、医療事故など
- ③ 暴力・犯罪行為：介護サービスの提供等に係る利用者又は従業者等による暴力又は犯罪行為など
- ④ 施設入所（利用）者の無断外出：警察への通報、捜索を要する（行なった）場合など
- ⑤ 火災を含む災害：施設等における小火を含む火災、避難を要する災害、物的・人的被害が生じた災害など
- ⑥ 交通事故：介護サービスの提供等に係る利用者の交通事故など
- ⑦ 管理瑕疵：施設等の管理瑕疵による事故・不祥事案など

⑧ その他の事故・事件等：上記に準じると認められる利用者又は従業者等に係る事故、事件など

(2) 事故報告書の様式について

事故報告書の様式は別紙のとおり（既存様式の再掲）であるので、これを活用するとともに、事故の内容に応じて、本様式を補正し又は任意の様式により報告して差支えないこと。

また、その際、必要に応じて、関係資料等を添付すること。

2 感染症に係る取扱い

感染症については、平成17年2月22日付け厚生労働省各局長連名通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に示すとおり、下記に該当する場合は、市町村及び保健所に速やかに報告すること。また、併せて前記①に基づく事故報告を行うこと。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

なお、上記要件を満たさない少數の発生事案であっても、介護保険事業施設における事故等としての報告を要するものであり、一斉に、若しくは断続的に同一の有症者等が複数確認された時点で、前記①に基づく事故報告を行うとともに、上記③に該当する場合は、併せて市町村、保健所に速やかに報告すること。

また、感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、第一報、第二報といったように、速報性を考慮して隨時報告を行うなど、状況に応じて柔軟に対応すること。

3 再発の防止

事故が発生した場合は、所要の措置を記録するとともに、再発の防止に向けてその要因の分析、防止策の検討、職員への周知徹底等が求められるところであり、隨時、適切な措置を講ずること。

4 感染症防止対策の徹底について

今冬に流行したノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎の集団発生については、報道等においては流行のピークに達したとされているものの、依然として発生例が報告されており、今後も十分な注意が必要である。

また、今後インフルエンザの流行期を控えることもあり、各施設においては感染症の発生及び感染拡大防止のために、予防策の徹底（うがい、手洗い及び手指消毒の励行等）、発生状況の把握、感染拡大の防止など、より一層取り組みの徹底を図られたいこと。

(別紙)

介護保険施設等における事故報告書

【報告先】_____様

報告 平成 年 月 日
日時 (時 分)

報告者	介護保険施設・事業所名	職名	氏名	連絡先電話番号(FAX番号)
				(- - - -)

1 事故の種類等			2 発生年月日 (時刻等)	平成 年 月 日 (時 分) 頃
3 事故の対象者	(ふりがな) 氏名			年 月 日生 (満 歳) 男・女
	住 所			
	要介護状態区分等		施設・サービスの利用事由等	
4 事故の概要				
5 事故発生時の対応(措置状況)				
6 今後の見通し等				
7 その他(再発防止策等)				

報告先	連絡済(予定) の報告先を具体的に記入のこと。	家族等(利用者等との続柄等)	関係機関等